

社会福祉法人清水会 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人清水会の役員の報酬について定めるものである。

(定義)

第二条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の報酬および実費弁済費)

第三条 理事、監事及び評議員が理事会あるいは評議員会に出席した場合の報酬はなしとする。但し、交通費等については実費弁償費として支払うことができる。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 9 日より適用する。